

「松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例」



施策の取組事例

2016(平成28)年8月30日

松阪市

**2014年（平成26年）4月1日
松阪市手と手でハートをつ
なぐ手話条例スタート！！**

満場一致で条例可決



みんなポーズ



手話への思いを広げる！

手話条例に向け
ワーキングチームを開催！

ワーキングチームの概要

- 2014年（平成26年）1月に発足
- 条例案ができるまで、4回の協議
- メンバー
 - 松阪市ろうあ福祉協会
 - 三重県聴覚障害者協会
 - 全日本ろうあ連盟
 - 手話通訳者等
 - 学識経験者
 - 市職員

ワーキングでの協議

- 当事者団体から条例案の提示
- 条例の考え方について、当事者団体と松阪市との間で議論を行った
- 当事者団体は、全ての施策を条例に盛り込みたいという思い



- 松阪市は、全ての施策を条例に盛り込むのではなく、別の機関を設けて、施策のチェック機能も含めた取り組みを随時行っていく方針を提示

繰り返しの議論の中で

条例がゴールではなくスタート という認識を共有

- 全員で、必要な施策、実現したい施策など出し合った
- 出し合った31の施策等を大きく4つのカテゴリーに分類し、それぞれの施策を包括した条文案を作成(ワークシート)
- 具体的施策を条例に入れなくても、施策を実現するため、チェック機能も含めた取り組みをしていくことを確認

松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例第5条ワークシート

大項目(条例の文言)	番号	小項目(必要な施策、実施したい施策などを)
(1)手話に対する理解、及び手話の普及を図るための施策	1-1	教育の場で地域の子どもたちと聴覚障がい児がふれあえる場づくり
	1-2	幼小中学校で、総合学習等の場を利用し、手話や聴覚障害について学ぶ機会を設ける。
	1-3	図書室に手話や聴覚障害に関する本やDVDを置いたコーナーを設ける
	1-4	長期休日に聴覚障がい児と聴の子どもが交流できる機会をつくる(ボランティアセンター主催のサマースクールや親子体験教室)
	1-5	市民手話講座の開催
	1-6	市の出前講座に「手話」「聴覚障害」に関するテーマを入れる(講師は、市職員だけでなく手話に関する講師が派遣できる仕組み)
	1-7	聴覚障害についての啓発や、日常・災害時に使用する手話単語等のリーフレットを作り、一般市民・企業に配布する
	1-8	健康まつり等の一般市民が多く集まるような行事に、手話を使ったゲームや簡単な手話教室のコーナーを設け、市民に手話を目にして貰える機会を増やす。
(2)市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策	2-1	人権週間に開催される講演のひとつに、『例：障害を持つ人の人権』を設け、障害(身体・知的・精神)や手話に関する啓発を行う
	2-2	松阪広報に「手話単語」と「障害(身体・知的・精神)について」周知できる欄を設ける
	2-3	地域・行政・企業への啓発(聴覚障害について、手話通訳制度、手話通訳委嘱制度、相談窓口等)
(3)意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策	3-1	聴覚障がい者が参加する際、手話通訳派遣制度を利用できるようにし、手話による情報取得や利用の機会を拡大する(講演会・行事・趣味講座・自治会活動に手話通訳を利用できるようにする)また主催者にも派遣制度について啓発を行い、手話による情報取得の機会拡大、環境構築につなげる。
	3-2	手話による情報取得や利用の機会を拡大する(議会・行政チャンネルに手話通訳をつける)
	3-3	情報発信されるときに音声に代わるものでの情報保障(無線放送・市主催の上映会・ケーブルテレビ(行政チャンネルに字幕放送・緊急時など))
	3-4	事業所等で職員研修のために手話講座を開く場合は市から補助を出す
	3-5	市役所の職員研修に手話学習を入れる。
	3-6	市役所に各課に手話のできる(手話検定2級程度以上)職員の配置(振興局にも)
	3-7	聴覚障がい者生活支援事業として、手話講座の開催(中途失聴者、聴覚障がい児、家族を対象とする学習会)
	3-8	病院・警察、住民協議会・民生委員・自治会などで手話講座、聴覚障害についての学習を行う
	3-9	公共施設(健康センター・療育センター・病院・消防・警察・マーベルなど)での通訳の保障
	3-10	聴覚障がい者を雇用している、また今後雇用する予定の企業等からの相談受付(対応)
	3-11	就労に関して専門的に関わられる通訳者がほしい
	3-12	地域相談支援センター等(マーベルや健康センター)にろう相談員を配置
(4)手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策	4-1	手話指導講師の養成
	4-2	奉仕員養成事業の実施
	4-3	奉仕員養成講座修了者へのステップアップ研修の実施
	4-4	奉仕員養成講座から通訳養成講座へとつなげていく継続的な支援
	4-5	地域の人的社会資源の育成
	4-6	設置通訳者、登録通訳者への研修
	4-7	設置通訳者、登録通訳者の健康管理
	4-8	通訳者が専門職として担えるような環境整備(正規雇用)

条文と具体的な施策例

(施策の策定及び推進)

第5条 市は、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

(1) 手話に対する理解及び手話の普及を図るための施策

(具体的施策例)

- 市民手話講座の開催
- 幼小中学校の総合学習の場で、手話や聴覚障害について学ぶ機会を設ける

松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例第5条ワークシート

大項目(条例の文言)	番号	小項目(必要な施策、実施したい施策などを)
(1)手話に対する理解、及び手話の普及を図るための施策	1-1	教育の場で地域の子どもたちと聴覚障がい児がふれあえる場づくり
	1-2	幼小中学校で、総合学習等の場を利用し、手話や聴覚障害について学ぶ機会を設ける。
	1-3	図書室に手話や聴覚障害に関する本やDVDを置いたコーナーを設ける
	1-4	長期休日に聴覚障がい児と聴の子どもが交流できる機会をつくる(ボランティアセンター主催のサマースクールや親子体験教室)
	1-5	市民手話講座の開催
	1-6	市の出前講座に「手話」「聴覚障害」に関するテーマを入れる(講師は、市職員だけでなく手話に関する講師が派遣できる仕組み)
	1-7	聴覚障害についての啓発や、日常・災害時に使用する手話単語等のリーフレットを作り、一般市民・企業に配布する
	1-8	健康まつり等の一般市民が多く集まるような行事に、手話を使ったゲームや簡単な手話教室のコーナーを設け、市民に手話を目にして貰える機会を増やす。
(2)市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策	2-1	人権週間に開催される講演のひとつに、『例:障害を持つ人の人権』を設け、障害(身体・知的・精神)や手話に関する啓発を行う
	2-2	松阪広報に「手話単語」と「障害(身体・知的・精神)について」周知できる欄を設ける
	2-3	地域・行政・企業への啓発(聴覚障害について、手話通訳制度、手話通訳委嘱制度、相談窓口等)
(3)意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策	3-1	聴覚障がい者が参加する際、手話通訳派遣制度を利用できるようにし、手話による情報取得や利用の機会を拡大する(講演会・行事・趣味講座・自治会活動に手話通訳を利用できるようにする)また主催者にも派遣制度について啓発を行い、手話による情報取得の機会拡大、環境構築につなげる。
	3-2	手話による情報取得や利用の機会を拡大する(議会・行政チャンネルに手話通訳をつける)
	3-3	情報発信されるときに音声に代わるものでの情報保障(無線放送・市主催の上映会・ケーブルテレビ(行政チャンネルに字幕放送・緊急時など))
	3-4	事業所等で職員研修のために手話講座を開く場合は市から補助を出す
	3-5	市役所の職員研修に手話学習を入れる。
	3-6	市役所に各課に手話のできる(手話検定2級程度以上)職員の配置(振興局にも)
	3-7	聴覚障がい者生活支援事業として、手話講座の開催(中途失聴者、聴覚障がい児、家族を対象とする学習会)
	3-8	病院・警察、住民協議会・民生委員・自治会などで手話講座、聴覚障害についての学習を行う
	3-9	公共施設(健康センター・療育センター・病院・消防・警察・マーベルなど)での通訳の保障
	3-10	聴覚障がい者を雇用している、また今後雇用する予定の企業等からの相談受付(対応)
	3-11	就労に関して専門的に関わられる通訳者がほしい
	3-12	地域相談支援センター等(マーベルや健康センター)にろう相談員を配置
(4)手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策	4-1	手話指導講師の養成
	4-2	奉仕員養成事業の実施
	4-3	奉仕員養成講座修了者へのステップアップ研修の実施
	4-4	奉仕員養成講座から通訳養成講座へとつなげていく継続的な支援
	4-5	地域の人的社会資源の育成
	4-6	設置通訳者、登録通訳者への研修
	4-7	設置通訳者、登録通訳者の健康管理
	4-8	通訳者が専門職として担えるような環境整備(正規雇用)

条文と具体的な施策例

(施策の策定及び推進)

第5条 市は、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

(2) 市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策

(具体的施策例)

- 地域・行政・企業への啓発(聴覚障害について、手話通訳制度、手話通訳委嘱制度、相談窓口等)

松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例第5条ワークシート

大項目(条例の文言)	番号	小項目(必要な施策、実施したい施策などを)
(1)手話に対する理解、及び手話の普及を図るための施策	1-1	教育の場で地域の子どもたちと聴覚障がい児がふれあえる場づくり
	1-2	幼小中学校で、総合学習等の場を利用し、手話や聴覚障害について学ぶ機会を設ける。
	1-3	図書室に手話や聴覚障害に関する本やDVDを置いたコーナーを設ける
	1-4	長期休日に聴覚障がい児と聴の子どもが交流できる機会をつくる(ボランティアセンター主催のサマースクールや親子体験教室)
	1-5	市民手話講座の開催
	1-6	市の出前講座に「手話」「聴覚障害」に関するテーマを入れる(講師は、市職員だけでなく手話に関する講師が派遣できる仕組み)
	1-7	聴覚障害についての啓発や、日常・災害時に使用する手話単語等のリーフレットを作り、一般市民・企業に配布する
	1-8	健康まつり等の一般市民が多く集まるような行事に、手話を使ったゲームや簡単な手話教室のコーナーを設け、市民に手話を目にして貰える機会を増やす。
(2)市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策	2-1	人権週間に開催される講演のひとつに、『例:障害を持つ人の人権』を設け、障害(身体・知的・精神)や手話に関する啓発を行う
	2-2	松阪広報に「手話単語」と「障害(身体・知的・精神)について」周知できる欄を設ける
	2-3	地域・行政・企業への啓発(聴覚障害について、手話通訳制度、手話通訳委嘱制度、相談窓口等)
(3)意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策	3-1	聴覚障がい者が参加する際、手話通訳派遣制度を利用できるようにし、手話による情報取得や利用の機会を拡大する(講演会・行事・趣味講座・自治会活動に手話通訳を利用できるようにする)また主催者にも派遣制度について啓発を行い、手話による情報取得の機会拡大、環境構築につなげる。
	3-2	手話による情報取得や利用の機会を拡大する(議会・行政チャンネルに手話通訳をつける)
	3-3	情報発信されるときに音声に代わるものでの情報保障(無線放送・市主催の上映会・ケーブルテレビ(行政チャンネルに字幕放送・緊急時など))
	3-4	事業所等で職員研修のために手話講座を開く場合は市から補助を出す
	3-5	市役所の職員研修に手話学習を入れる。
	3-6	市役所に各課に手話のできる(手話検定2級程度以上)職員の配置(振興局にも)
	3-7	聴覚障がい者生活支援事業として、手話講座の開催(中途失聴者、聴覚障がい児、家族を対象とする学習会)
	3-8	病院・警察、住民協議会・民生委員・自治会などで手話講座、聴覚障害についての学習を行う
	3-9	公共施設(健康センター・療育センター・病院・消防・警察・マーベルなど)での通訳の保障
	3-10	聴覚障がい者を雇用している、また今後雇用する予定の企業等からの相談受付(対応)
	3-11	就労に関して専門的に関わられる通訳者がほしい
	3-12	地域相談支援センター等(マーベルや健康センター)にろう相談員を配置
(4)手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策	4-1	手話指導講師の養成
	4-2	奉仕員養成事業の実施
	4-3	奉仕員養成講座修了者へのステップアップ研修の実施
	4-4	奉仕員養成講座から通訳養成講座へとつなげていく継続的な支援
	4-5	地域の人的社会資源の育成
	4-6	設置通訳者、登録通訳者への研修
	4-7	設置通訳者、登録通訳者の健康管理
	4-8	通訳者が専門職として担えるような環境整備(正規雇用)

条文と具体的な施策例

(施策の策定及び推進)

(3) 市民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策

(具体的施策例)

- 事業所等で職員研修のために手話講座を開く場合は市から講師を派遣する。
- 市役所の職員研修に手話学習をいれる。

松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例第5条ワークシート

大項目(条例の文言)	番号	小項目(必要な施策、実施したい施策などを)
(1)手話に対する理解、及び手話の普及を図るための施策	1-1	教育の場で地域の子どもたちと聴覚障がい児がふれあえる場づくり
	1-2	幼小中学校で、総合学習等の場を利用し、手話や聴覚障害について学ぶ機会を設ける。
	1-3	図書室に手話や聴覚障害に関する本やDVDを置いたコーナーを設ける
	1-4	長期休日に聴覚障がい児と聴の子どもが交流できる機会をつくる(ボランティアセンター主催のサマースクールや親子体験教室)
	1-5	市民手話講座の開催
	1-6	市の出前講座に「手話」「聴覚障害」に関するテーマを入れる(講師は、市職員だけでなく手話に関する講師が派遣できる仕組み)
	1-7	聴覚障害についての啓発や、日常・災害時に使用する手話単語等のリーフレットを作り、一般市民・企業に配布する
	1-8	健康まつり等の一般市民が多く集まるような行事に、手話を使ったゲームや簡単な手話教室のコーナーを設け、市民に手話を目にして貰える機会を増やす。
(2)市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策	2-1	人権週間に開催される講演のひとつに、『例：障害を持つ人の人権』を設け、障害(身体・知的・精神)や手話に関する啓発を行う
	2-2	松阪広報に「手話単語」と「障害(身体・知的・精神)について」周知できる欄を設ける
	2-3	地域・行政・企業への啓発(聴覚障害について、手話通訳制度、手話通訳委嘱制度、相談窓口等)
(3)意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築のための施策	3-1	聴覚障がい者が参加する際、手話通訳派遣制度を利用できるようにし、手話による情報取得や利用の機会を拡大する(講演会・行事・趣味講座・自治会活動に手話通訳を利用できるようにする)また主催者にも派遣制度について啓発を行い、手話による情報取得の機会拡大、環境構築につなげる。
	3-2	手話による情報取得や利用の機会を拡大する(議会・行政チャンネルに手話通訳をつける)
	3-3	情報発信されるときに音声に代わるものでの情報保障(無線放送・市主催の上映会・ケーブルテレビ(行政チャンネルに字幕放送・緊急時など))
	3-4	事業所等で職員研修のために手話講座を開く場合は市から補助を出す
	3-5	市役所の職員研修に手話学習を入れる。
	3-6	市役所に各課に手話のできる(手話検定2級程度以上)職員の配置(振興局にも)
	3-7	聴覚障がい者生活支援事業として、手話講座の開催(中途失聴者、聴覚障がい児、家族を対象とする学習会)
	3-8	病院・警察、住民協議会・民生委員・自治会などで手話講座、聴覚障害についての学習を行う
	3-9	公共施設(健康センター・療育センター・病院・消防・警察・マーベルなど)での通訳の保障
	3-10	聴覚障がい者を雇用している、また今後雇用する予定の企業等からの相談受付(対応)
	3-11	就労に関して専門的に関わられる通訳者がほしい
	3-12	地域相談支援センター等(マーベルや健康センター)にろう相談員を配置
(4)手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策	4-1	手話指導講師の養成
	4-2	奉仕員養成事業の実施
	4-3	奉仕員養成講座修了者へのステップアップ研修の実施
	4-4	奉仕員養成講座から通訳養成講座へとつなげていく継続的な支援
	4-5	地域の人的社会資源の育成
	4-6	設置通訳者、登録通訳者への研修
	4-7	設置通訳者、登録通訳者の健康管理
	4-8	通訳者が専門職として担えるような環境整備(正規雇用)

条文と具体的な施策例

(施策の策定及び推進)

(4) 手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策

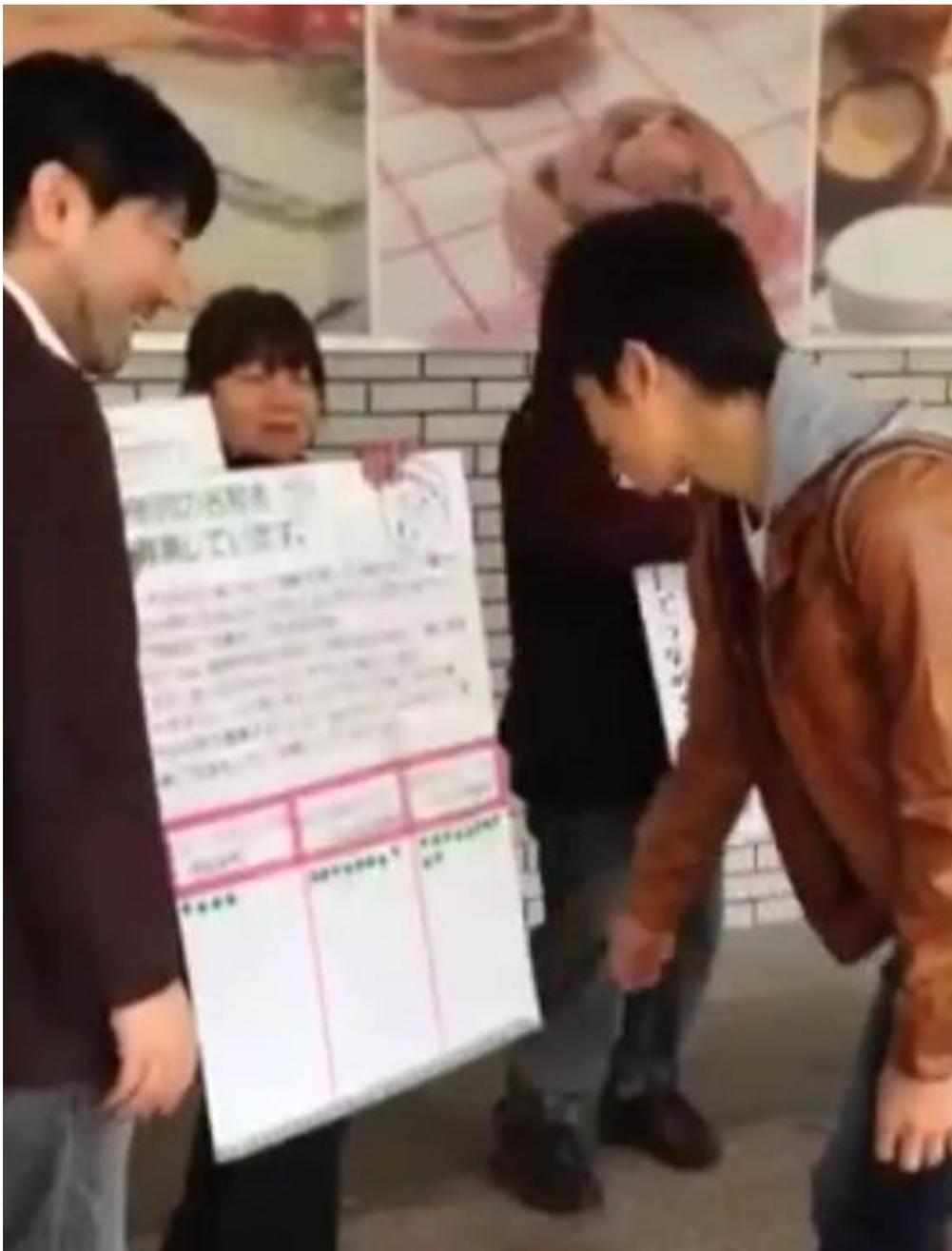
(具体的施策例)

- 設置通訳者、登録通訳者の研修や健康管理
- 奉仕員養成講座から通訳養成講座へとつなげていく継続的な支援

条例の名称

- 手話条例、手話言語条例ではなく、もっと心のこもった名称を
- ワーキングのメンバーで案を考えた。
- 最終的に3案
 1. ハートつながる手話条例
 2. みんなのこころつながる手話条例
 3. 手と手でハートをつなぐ手話条例
- アンケートの実施
 - 松阪駅、市役所玄関、イベントなどで1,173名に選んでいただいた

みんなで松阪駅などにおいて
手話条例をアピールと
条例名称アンケートを実施



条例の名称

『手と手でハートをつなぐ
手話条例』

に決定！

2014年（平成26年）4月1日

**『松阪市手と手でハートをつ
なぐ手話条例』スタート!!**

条例施行に伴う取組 2014(平成26)年度

- 設置通訳者を3人に(1人増員)
- 手話推進マネージャーと手話普及担当(ろう者・新規採用)を配置
- 職員への手話講座の実施
- 市民向け出前講座の実施
- 市民手話講演会の開催
- 手話を学ぶ市民講座の開催(全6回)

手話普及マネージャーと 手話普及担当職員



市職員の手話研修



2014年(平成26年)4月30日東海テレビ

市職員への手話研修

・2015年6月伊勢新聞記事

周知へ取り組み始動

条例制定に伴い、初めて。生まれつき聴覚障害を
職員に聴覚障害者を採用し、持ちこた西唯斗さん(11)多
配属された。

松阪市・手話条例施行

松阪市は4月1日、鳥取県や北海道石狩市、同新得町に続いて全国4
例目となる手話言語条例「手と手でハートをつなぐ手話条例」を施行し
た。ドラマや漫画を通じて少しずつ認知されてきた手話だが、一般への
浸透は低い。周知に向けた市の取り組みはまだ始まったばかりだ。
(松阪市政・小林哲也)



新規採用の職員有志が六
月十七日、市役所で職対
象の手話講習会を初めて開
いた。雑談を含めた全の
会話を手話で表現する「
デュラル」アプリで進

めた。講師の大西さんが参
加者一人一人を前に呼び、
名前と自己紹介の仕方をお
示した。苦戦しながらも和気
あいあいと手話に親しんで
いた。

聴覚障害者採用、職員に講習

情報公開課の八木甲太さ
ん(26)は、「これまで出会
いの講習を受ける若手職員
ら」松阪市役所で

「機会がほとんどなかった
ので良い経験。簡単なもの
から少しでも覚えたい」と
話した。窓口に立つ機会の
多い市民税課の松本彩加さ
ん(26)は、「もっと固いイ
メージを持っていたが、分
かりやすく楽しかった。用
語を覚えてコミュニケーション
に役立てたい」と感想
を語った。



国連総会は八年前、手話「県内」の学校は「つ
を言語として認め、利用促進」が、スクールバスや
進学補助があるわけではな
契約を採択し、日本も批准
した。全日本ろうあ連盟は
手話の整備を全国に働き
掛け、県内では県議会と十
九市町議会で請願を採択し
た。

松阪市議会も昨年十一
月、手話言語条例制定を求
める県聴覚障害者協会(松
川誠子会長)の請願を採
択。関係団体を含めた作業
部会で条例化に向けて協議
を進め、今年三月二十四日
及を専門とする聴覚障害者

の採用を決めた。山中茂
市長は、「市民や団体が共

り、まつの列



手話施策推進会議をスタート！



手話施策推進会議

- 条例に基づく施策を推進するために、関係者により協議
- 平成26年8月に発足、1～2ヶ月に1回のペースで会議を開催
- 委員には、聴覚障がい者、手話通訳者、学識経験者、市の関係部署（障がい者支援、教育、商工、人権等）から選出

手話ダンス甲子園に松阪市の高校 (Team MTSK)が出場！



入賞おめでとう！



全国高校生 手話パフォーマンス甲子園

- 鳥取県が主催
- 全国から20チームが参加
- 松阪市は三校の高校での合同チームを結成 (Team MTSK) し26年度3位、27年度2位入賞
- この結果を受け、その後、市内のイベントに出演、またデンソー(刈谷市)のハートフルまつりへの出演など、手話のPRに貢献

市職員による出前講座



出前講座

- 松阪市が市民の方向けに出張による講座を開催
- 条例を受けて、新たに2つの講座をスタート
 - 「聞こえない」って何？
 - 「聞こえないこと」について、実例を交えながら
 - 手話を学びませんか？
 - 基本的な手話
- 平成26年度 参加者(延人数)777人
- 平成27年度 参加者(延人数)986人

企業へ手話研修の取組



企業への取り組み

- 企業でも多くの人に手話への理解を深めたい
- 企業が実施する手話研修への講師派遣
- 講師は松阪市ろうあ福祉協会に担っていただいている

企業の手話研修

2015年(平成27年)

5月22日夕刊三重

若手中心に手話基本

給食業者
トモ 研修、市の助成活用第1号

松阪市広陽町の株トモ営業本部で21日午後2時半から、手話や聴覚障害について学ぶ研修会が開かれた。企業などが手話研修を行う際に経費を補助する市の助成金制度を活用し、同制度による開催は第1号。若手を中心に30人の社員が、手や表情を使った手話の表現などを学んだ。

松阪市は昨年4月に「松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例」を施行。「手話は言語」ということの普及に努めている。助成金の交付は、企業従業員など多くの人に

理解してもらおう機会を設けようと、今年度から実施。受講者20人以上、90分以上を条件に、1回当

たり2万円を上限に開催経費を支給する。

トモでは、聴覚障害者を含む障害者雇用を積極的に推進。受託給食サービスでは医療・介護関連事業所での仕事も多い。社内外のコミュニケーション



この日は、若手社
は、若手社
深川さん
(手前)と
手話で会話
する参加者
ら「広陽町
のトモ営業
本部で

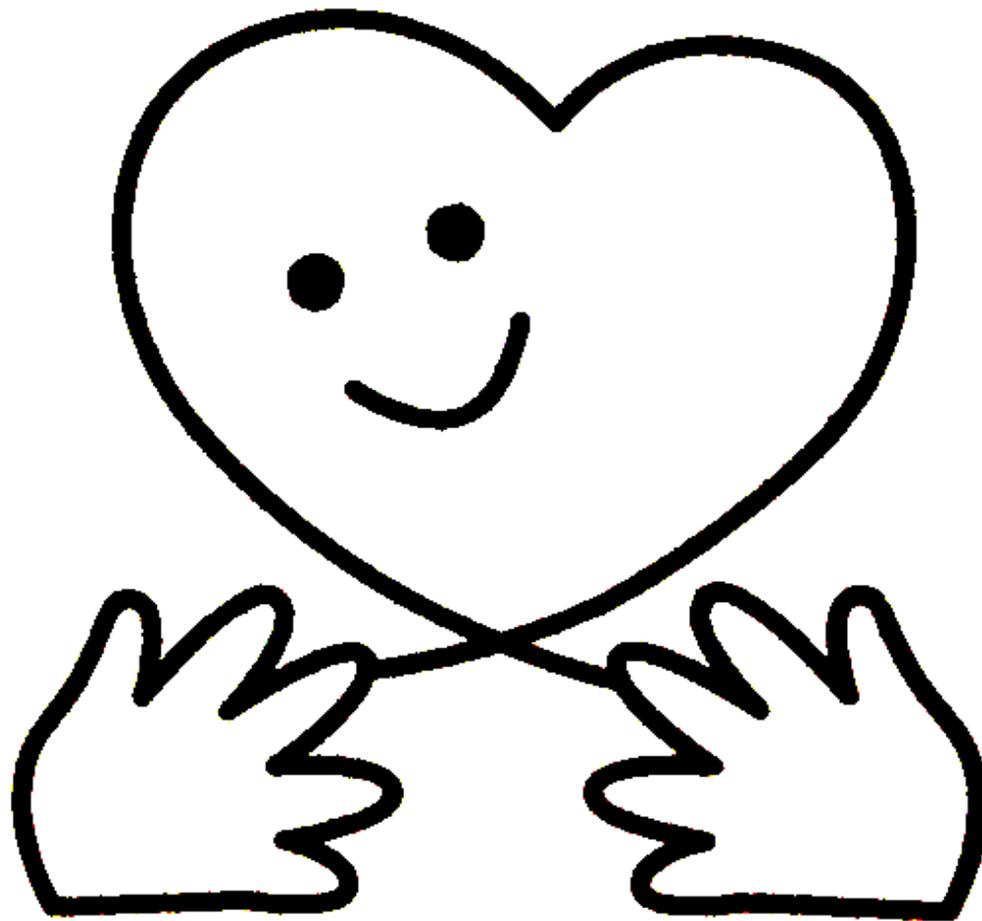
員の研修の一環として手話研修を実施。調理員や栄養士などの社員が参加した。講師は、松阪市手話講師団の深川誠子さんと井上真由美さんが務めた。

研修では、指文字や筆談などのコミュニケーション手段を紹介した上で、「聴覚障害者が楽にコミュニケーションを取れる手段」としての手話の優位性などを紹介。また、通常は嫌がられる指さしも、手話の場合ははっきり示すために重要となっていることなどについて理解を求めた。

「ありがとう」や「こんにちは」といったあいさつなど、基本的な手話を学んだ参加者は、簡単な会話にも挑戦。手話と身ぶりなどを組み合わせる会話をした。

松阪市ろうあ福祉協会会長も務める深川さんは「朝礼や会議の内容がわからないなど、聴覚障害者には職場に関する悩みが多い。企業で研修をしてもらえるのはとてもうれしいです」と話していた。

「松阪市手と手でハートつなぐ手話条例」 シンボルマーク



シンボルマーク

- 応募者 22人
高校生の方から91歳の方まで
 - 募集作品 32作品
 - 最優秀賞作品をシンボルマークに決定
- テーマ

『手の平から伝える、ハートが伝わる、心繋がる』

手話施行1周年記念事業を行いました 「ゆずり葉」早瀬監督と対談



手話普及啓発1周年記念事業

○2015年(平成27年)8月1日に開催

- シンボルマークの応募作品の掲示と表彰
 - 最優秀賞1名、優秀賞2名
- 映画「ゆずり葉」の上映
- 映画「ゆずり葉」の早瀬憲太郎監督との対談

○2回目を2016年(平成28年)1月24日に開催

- 手話講演会
- 手話ポスター表彰

応募作品を展示

たくさん応募ありがとうございました



これからの手話普及啓発

- 松阪市で手話が当たり前前に使用されるよう、障がいあゆみ課を中心とした、市全体での取り組みを実施
- 県教育委員会では、この手話条例を、人権学習に活用
- 企業に対しても手話を知ってもらい、現場で活用してもらうことを推進する
- 手話通訳者の不足へ取り組み
- より多くの方々に手話を知ってもらうために国や県、他の自治体への働きかけ

一人ひとりの方々が手話を通してハートを通じあい、当たり前前の幸せを感じられるような社会の実現を目指していききたいです。

これからも皆さん一緒になって、痛みと幸せに寄り添い、頑張っていきましょう!!

